

## 一般財団法人横手市体育協会 横手市スポーツ賞表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人横手市体育協会（以下「本会」という。）が、横手市の体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著なものに対し、その栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 横手市スポーツ賞（以下「本賞」という。）の種類は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別表彰
- (2) 功労賞
- (3) 競技優秀者賞
- (4) 優秀指導者賞
- (5) 栄光賞
- (6) 奨励賞

(表彰の対象者)

第3条 受賞対象者は、本会会員及び市内に在住又は市内の小・中・高等学校に在学する者で、所属団体長及び学校長の推薦を得たものとする。

(選考の方法)

第4条 本賞受賞者の選考は、本会審査委員会で審議し、選考委員会を経て、本会理事会で決定する。

(選考委員会)

第5条 選考委員は、次の構成とする。

- (1) 本会会長、市長、教育長、市内高等学校の代表、横手市中学校体育連盟会長
- (2) 必要に応じて、学識関係者を構成に加えることができる。

(手続き)

第6条 各推薦団体及び学校長は、前2条に該当するものがあるときは、毎年指定された期日まで別紙様式により本会あてに推薦するものとする。

(選考基準)

第7条 本賞の選考基準は、別表のとおりとする。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年2月の会長が定める日に行う。

(被表彰者の死亡)

第9条 この規程に該当するもので、表彰前に死亡した場合、死亡後であってもこれを表彰することができる。

(規程の変更)

第10条 この規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人横手市体育協会の設立の登記の日（平成25年7月5日）から施行する。

この規程は、平成26年12月5日から施行する。

この規程は、平成27年12月7日から施行する。

この規程は、平成30年1月29日から施行する。

別 表

区 分	部 門	推薦団体	対象者及び活動歴
特別表彰	地 域	地域体協	国際大会等で活躍したもの。
	競 技	競技団体	その他、理事会で功績が認められたもの。
功労賞	地 域	地域体協	本協会及び加盟団体の役員10年以上。
	競 技	競技団体	功労顕著と理事会で判断された場合は年数に関係なく選考。
区 分	対象者	成 績	対象大会
競技優秀者賞	全国大会以上の大会において入賞したものの。		①（公財）日本体育協会又は（公財）日本体育協会加盟団体が主催するもの ②（公財）全国高等学校体育連盟が主催するもの ③（公財）日本高等学校野球連盟が主催するもの ④都市対抗で開催されるもの ⑤その他全国規模で組織された団体が主催するものと会長が認めたもの
優秀指導者賞	監督 コーチ		指導者として、競技優秀者賞に該当する個人・団体の育成に直接指導したもの
栄光賞	中学校 高等学校 高専 大学 一般 (個人) (団体)	県予選を経て出場した東北大会以上の入賞者	①体育協会又は体育協会加盟団体が主催するもの ②高等学校体育連盟が主催するもの ③高等学校野球連盟が主催するもの ④中学校体育連盟が主催するもの ⑤その他東北規模で組織された団体が主催するものと会長が認めたもの
奨励賞	小学校 スポ少 (個人) (団体)	県予選を経て出場した東北大会以上の入賞者	①教育委員会が主催するもの ②小学校体育連盟が主催するもの ③スポーツ少年団が主催するもの ④障害者スポーツ協会が主催するもの ⑤体育協会又は体育協会加盟団体が主催するもの
	一般 (個人) (団体)		⑥その他東北規模で組織された団体が主催するものと会長が認めたもの

## 横手市スポーツ賞推薦の留意点

1. 対象となる大会の区別は、大会要項で判断する。
2. 功労賞は、推薦者数に関わらず毎年5名程度に収める。
3. 表彰授与式は、毎年2月の会長が定める日に行う。(受賞者への開催通知は、推薦団体の宛てに通知する)
4. 候補者の取り扱いについて
  - ・小学生、中学生の候補者について
    - ①横手市内の小・中学校長宛に推薦依頼書を送付し、推薦を受ける。
    - ②支部体育協会、加盟競技団体、スポーツ少年団からの推薦も受ける。※横手市内の小、中学校に在学していること。
  - ・高校生の候補者について
    - ①高等学校長宛に推薦依頼書を送付し、推薦を受ける。
    - ②支部体育協会、加盟競技団体からの推薦も受ける。
    - ③以下の条件を満たしていること。
      - (1) 横手市内の高等学校に在学(市外出身者も対象)
      - (2) 横手市に在住し、市外の高等学校に在学
        - ・一般の候補者について(大学生等含む)
          - ①支部体育協会長、加盟競技団体長宛に推薦依頼書を送付し、推薦を受ける。
5. 個人競技と団体競技の取り扱いについて
  - ①個人の部と団体の部の両方に該当している選手については、個人の表彰を優先する。  
個人を表彰する場合は団体では表彰しない。
  - ②個人競技による団体表彰(学校対抗の総合表彰等)については、賞状1枚とする。(個人には渡さない。)
  - ③団体の表彰については、登録選手全員へ表彰する。
6. 推薦添付書類 **必ず添付してください。**
  - ・推薦にあたっての添付書類(コピー可)は、開催要項(主催、参加範囲、参加数など大会の規模がわかるもの)、成績が証明できるもの(賞状のコピー、成績が分かる記録用紙等)。
7. 留意点
  - ・表彰該当者の推薦にあたっては、決定がなされるまでは、団体の責任において留め置き願います。
  - ・表彰規程の他に、内規等により対応する場合がありますので、ご不明な点がございましたら、お問合せください。